

中部運輸局自動車交通部

令和4年7月20日14時00分 発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官

藪田、細川 Tel 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局輸送・監査担当

風岡、川田 Tel 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

貸切バス事業者を事業停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：東富士観光自動車 株式会社（代表取締役 小林 繁）

住 所：山梨県南都留郡忍野村内野4780番地

営 業 所：静岡営業所（静岡県駿東郡小山町須走字屏風沢365番地3号）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和4年7月20日

処分内容：事業停止処分（12日間）

3. 監査端緒

事故に結び付く法令違反が疑われること等により、継続的な監視が必要と認めた事業者であるため。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）運賃・料金の収受が不適切であった。

（道路運送法第9条の2第1項）

（2）運送引受書の記載事項が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

・当該行政処分により付された違反点数 7点

・当該事業者に付された累積違反点数 55点